

津島市歴史的風致維持向上計画 概要版

令和2年3月

1 歴史まちづくり法とは

地域には、城や神社仏閣などの歴史上価値の高い建造物が、またその周辺には町家や武家屋敷などの歴史的な建造物が残されており、そこで工芸品の製造・販売や祭礼行事など、歴史や伝統を反映した人々の生活が営まれることにより、それぞれ地域固有の風情、情緒、たたずまいを醸し出している。しかしながら、建造物の維持管理に多くの費用と手間がかかること、高齢化や人口減少による担い手不足により、歴史的価値の高い建造物や歴史や伝統を反映した人々の生活が失われつつある。このような良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承するために、平成 20 年 11 月 4 に「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（通称、歴史まちづくり法）」が施行された。

2 歴史的風致とは

歴史まちづくり法第 1 条では、歴史的風致を「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義している。したがって、歴史的風致は下記の①～③をすべて備えている必要がある。

- ① 地域に固有の歴史や伝統を反映した活動が行われていること
- ② ①の活動が、歴史上価値の高い建造物とその周辺で行われていること
- ③ ①の活動と②の建造物が、一体となって良好な市街地環境を形成していること

地域におけるその固有の歴史
及び伝統を反映した人々の活動

その活動が行われる歴史上価値の
高い建造物及びその周辺の市街地

一体となって形成された良好な市街地の環境

3 計画策定の背景と目的【序章】

津島市では、これまで市固有の歴史文化資産について、文化財保護法をはじめとする関係法令に基づく保護等により、保全・継承に取り組んできた。しかし、歴史的建造物は経年劣化や多くの費用と手間がかかることから維持管理が難しく、また、周辺の歴史的建造物とは不釣り合いな建築物が建築されることにより、歴史的な町並みが損なわれつつある。また、歴史的建造物やその周辺

で営まれてきた祭礼等の伝統を反映した活動も担い手の高齢化や人口減少による後継者不足のため、継承が困難になってきている。

こうした状況を踏まえ、歴史まちづくり法に基づき、市民・団体・行政等が力を合わせ、古くから受け継がれてきた地域に息づく津島市固有の歴史的風致を守り、育て、継承し、地域の活性化に繋げていくことを目的に、津島市歴史的風致維持向上計画を策定する。

4 計画期間【序章】

津島市歴史的風致維持向上計画の期間は、令和2年度（2020）から令和11年度（2029）までの10か年とする。

5 歴史的風致形成の背景（市の概要）【第1章】

自然的環境

津島市は愛知県の西部、名古屋市の西方16kmに位置し、気象は春・秋は過ごしやすい、夏は高温多湿で冬は北西の風が強く吹く。市域のほとんどが海抜ゼロメートル以下の低地で、日光川をはじめとする河川が複数あることから、浸水の危険があり、過去に伊勢湾台風等の水害が多く発生している。

社会的環境

鉄道は名古屋鉄道津島線及び尾西線^{びさい}の2路線あり、津島線はかつての津島上街道に沿って走っている。路線バスは名鉄バスと市が運行するふれあいバスがあり、名鉄バスはかつての津島下街道を走っている。本市で栄えた繊維産業の従業者数と出荷額は年々減少している。観光面では、春の尾張津島藤まつり、夏の尾張津島天王祭、秋の尾張津島秋まつり、冬の開扉祭^{かいひさい}と四季ごとに祭があるという特徴がある。

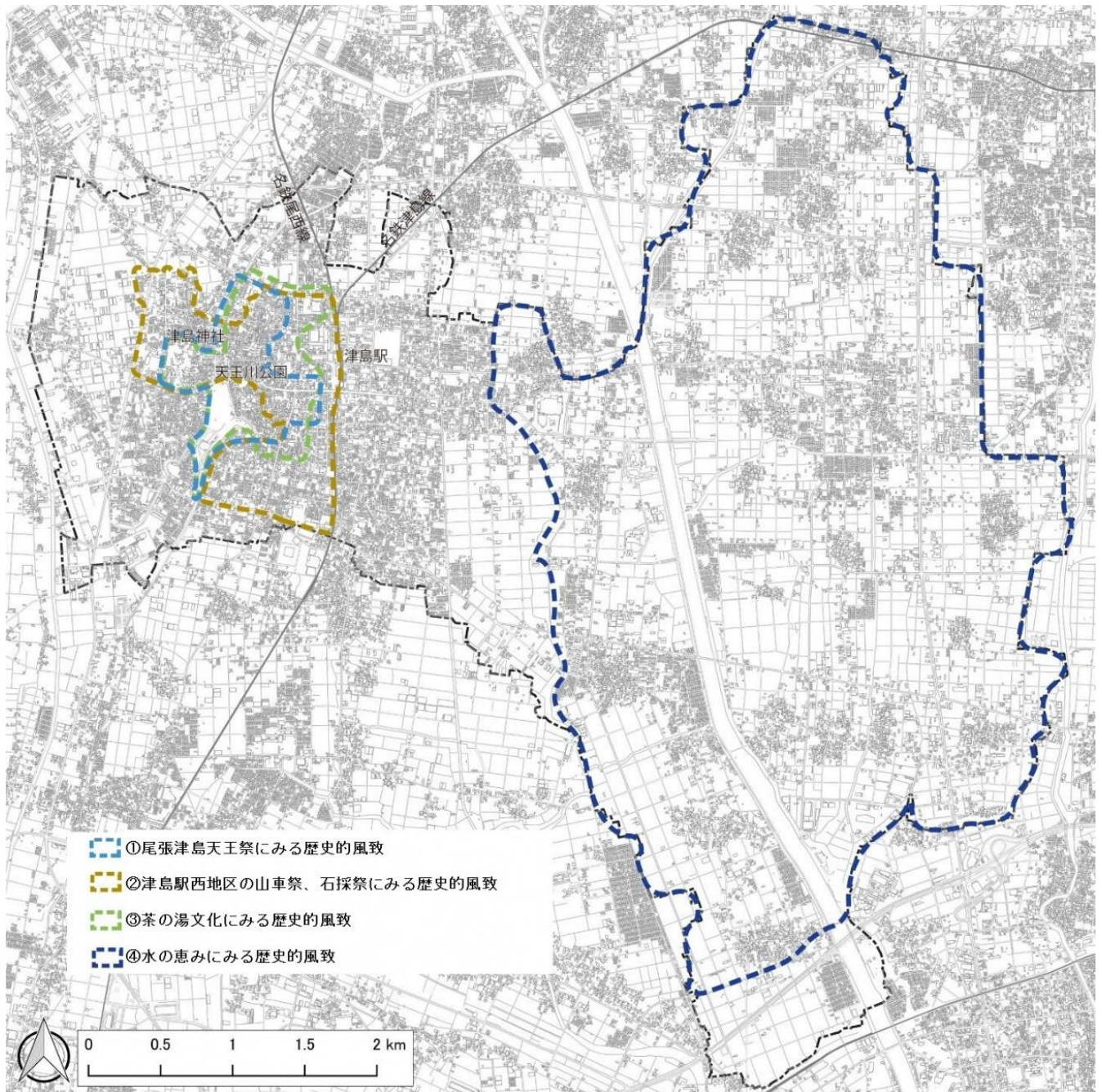
歴史的変遷

津島市は、古くから湊町や津島神社の門前町として栄えた津島地区、江戸時代の東海道の脇街道である佐屋街道の宿場町があった神守地区、かつては水路が張り巡らされ、舟の往来があった神島田地区の3地区が昭和30年代初期に合併してできた市である。毛織物産業の盛衰^{せいすい}と伊勢湾台風の大被害を乗り越えてきた。一方で、平成28年（2016）には「尾張津島天王祭の車楽舟行事」がユネスコ無形文化遺産に登録され、近年では津島が現在まで受け継いできた独自の歴史・文化が注目されている。

6 津島市の維持及び向上すべき歴史的風致【第2章】

本市は、津島神社の門前町として、また、交通の要衝^{ようしゅう}の湊町として経済的に発展したことで祭礼や文化が生まれ、水害と闘いながら、木曾川の恩恵である肥えた土壌や豊富な地下水を農業等の産業に利用してきた歴史がある。これらの歴史は、歴史的建造物とともに地域の人々の手によって今日まで^{れんめん}連綿と受け継がれている。

歴史的風致の範囲図



① 尾張津島天王祭にみる歴史的風致

尾張津島天王祭（宵祭）



全国天王社の総本社として古くから多くの人々に信仰されている津島神社の周辺では、旧津島五ヶ村きゅうつしまごかぞんの車屋を中心に、津島神社の祭である尾張津島天王祭が600年近く継承されており、祭の会場である天王川公園の自然環境と、周辺の風情ある町並みとともに良好な歴史的風致を形成している。

③ 茶の湯文化にみる歴史的風致

茶をたてる様子



津島の茶の湯文化は、茶道としての文化と日常生活の中で取り入れられた文化がある。前者は津島神社で行われる献茶祭や新春呈茶会、後者は尾張津島天王祭での喫茶や尾張津島藤まつりでの野点、寺院で振る舞われる抹茶、お茶屋の店先で感じることができる季節の移ろいが挙げられ、趣のある歴史的風致を形成している。

② 津島駅西地区の山車祭、石探祭にみる歴史的風致

石探祭車（手前）と山車（奥）



古くから湊町、津島神社の門前町として賑わってきた津島駅西地区では、300年以上前から「地方」じかたの祭として山車祭が行われ、大正期からは石探祭も始まっている。これらの祭は、天王祭とは異なり、町内の氏神の祭として身近なものとなっている。毎年秋に神守・神島田地区の祭とともに尾張津島秋まつりが行われ、周辺の町並みとともに津島駅西地区の独特の歴史的風致を形成している。

④ 水の恵みにみる歴史的風致

金魚の選別の様子



神守・神島田地区では水害に悩みながらも、木曾川の恵みを活かし、農業や毛織物、金魚養殖の産業が営まれ、さらに豊作を願い、感謝する神守祭や神楽の祭礼や作物の豊凶を占う神事が行われてきた。水と闘い、水を利用した独特な歴史的風致を形成している。

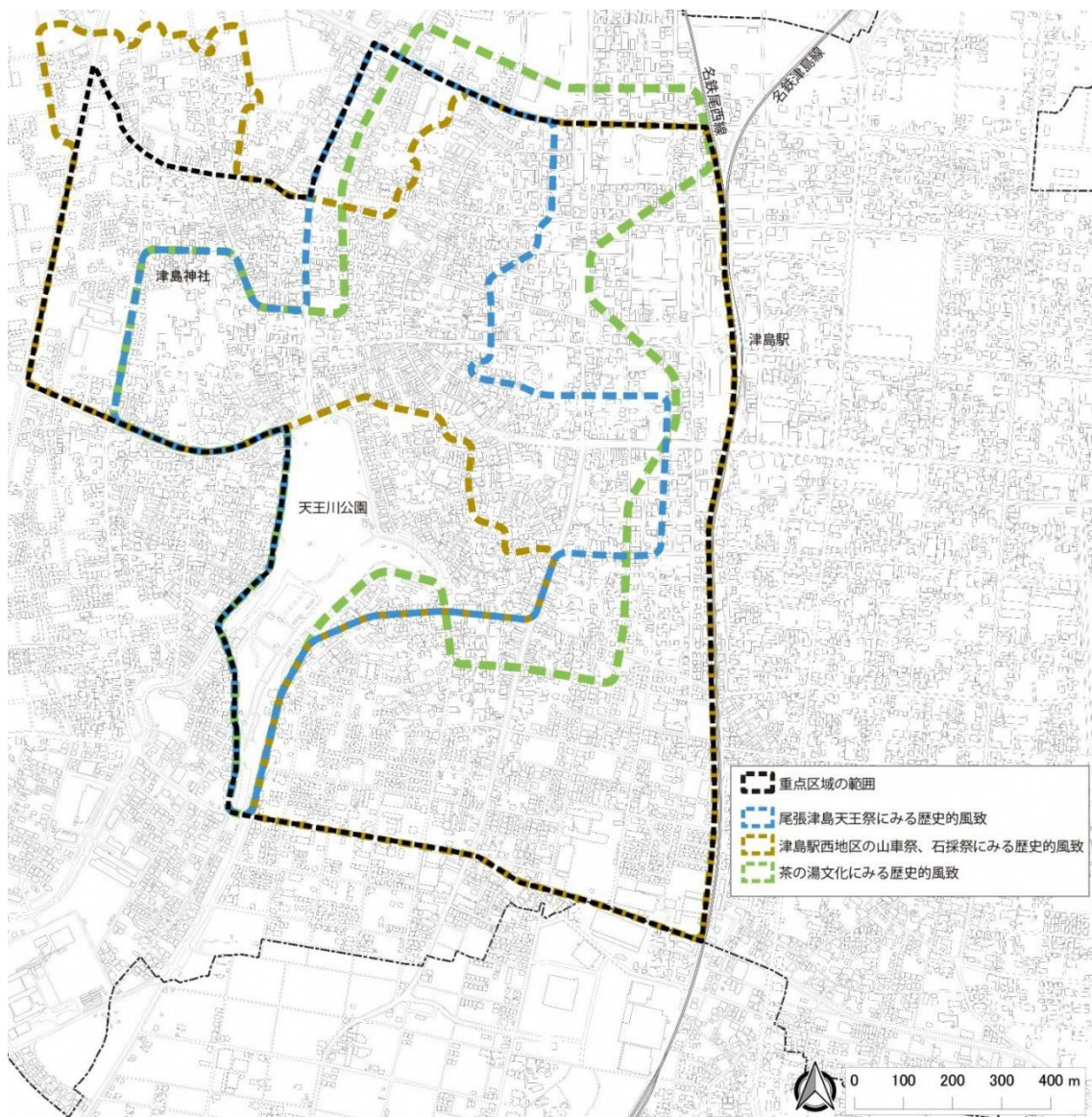
7 重点区域の位置及び区域【第4章】

重点区域は、重要文化財である津島神社を核とし、尾張津島天王祭の神事のルートや活動、津島駅西地区の山車祭と石採祭の山車や石採祭車の巡行ルート及び氏神社を含み、茶の湯に関する活動が営まれ、町家等の歴史的な建造物が所在する範囲とする。

【重点区域の名称】 津島市歴史的風致維持向上区域

【重点区域の面積】 約177ヘクタール

重点区域の位置及び歴史的風致の位置



8 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等【第6章】

本計画における歴史的風致維持向上施設とは、本市の歴史的風致の維持及び向上に寄与する公共施設等である。

本市における歴史的風致の維持及び向上を図るため、官民一体となって歴史的風致維持向上施設の整備又は維持管理に関連する各種事業を推進する。

(1) 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

1-1 歴史的建造物保存・活用事業

歴史的建造物の維持・管理のほか、歴史的建造物内で尾張津島天王祭や尾張津島秋まつり等に関するものや季節に合わせた展示等を行う。



津島市観光交流センターでの能人形の展示

(2) 歴史的建造物の周辺環境の保全に関する事業

2-1 道路改良・道路美装化事業

景観と調和した道路や小路の美装化、道路の拡幅や歩道の整備等の来訪者に配慮した整備を行う。

2-2 天王川公園整備事業

天王川公園内にある老朽化した藤棚の改修を行う。

2-3 歴史文化遺産案内板整備事業

老朽化等した歴史文化遺産の案内板を、必要に応じた方法で整備を行う。



整備イメージ

(3) 伝統文化を反映した活動の支援・継承に関する事業

3-1 尾張津島天王祭保存・振興事業

尾張津島天王祭の祭礼に使用される用具等を修理・新調するほか、だんじりぶねぎょうじ車楽舟行事や祭全体の運営・保存・継承のための補助を行う。

3-2 尾張津島秋まつり保存・振興事業

尾張津島秋まつりに使用される用具等を修理するほか、祭の運営や後継者育成のための補助を行う。

3-3 歴史・文化学習事業

市では主に小学生高学年の児童を対象に郷土の歴史や文化を学習するフィールドワークや祭の見学等を実施し、民間団体では大人から子供まで参加できるご当地検定を開催することで、市内外の住民に津島の歴史文化を学習する場を提供する。



朝祭の見学

3-4 茶の湯文化振興事業

毎年秋に津島市文化会館で行われる「文化祭美術展」の協賛事業等において、市民が茶道等を披露する場を提供する。



文化祭美術展協賛事業での茶華道展

3-5 津島の歴史・文化魅力発信事業

ガイドボランティアや津島おもてなしコンシェルジュ等による津島のまち歩きやパンフレットの作成、市ホームページにより市固有の祭や文化財、町並みの魅力を発信する。

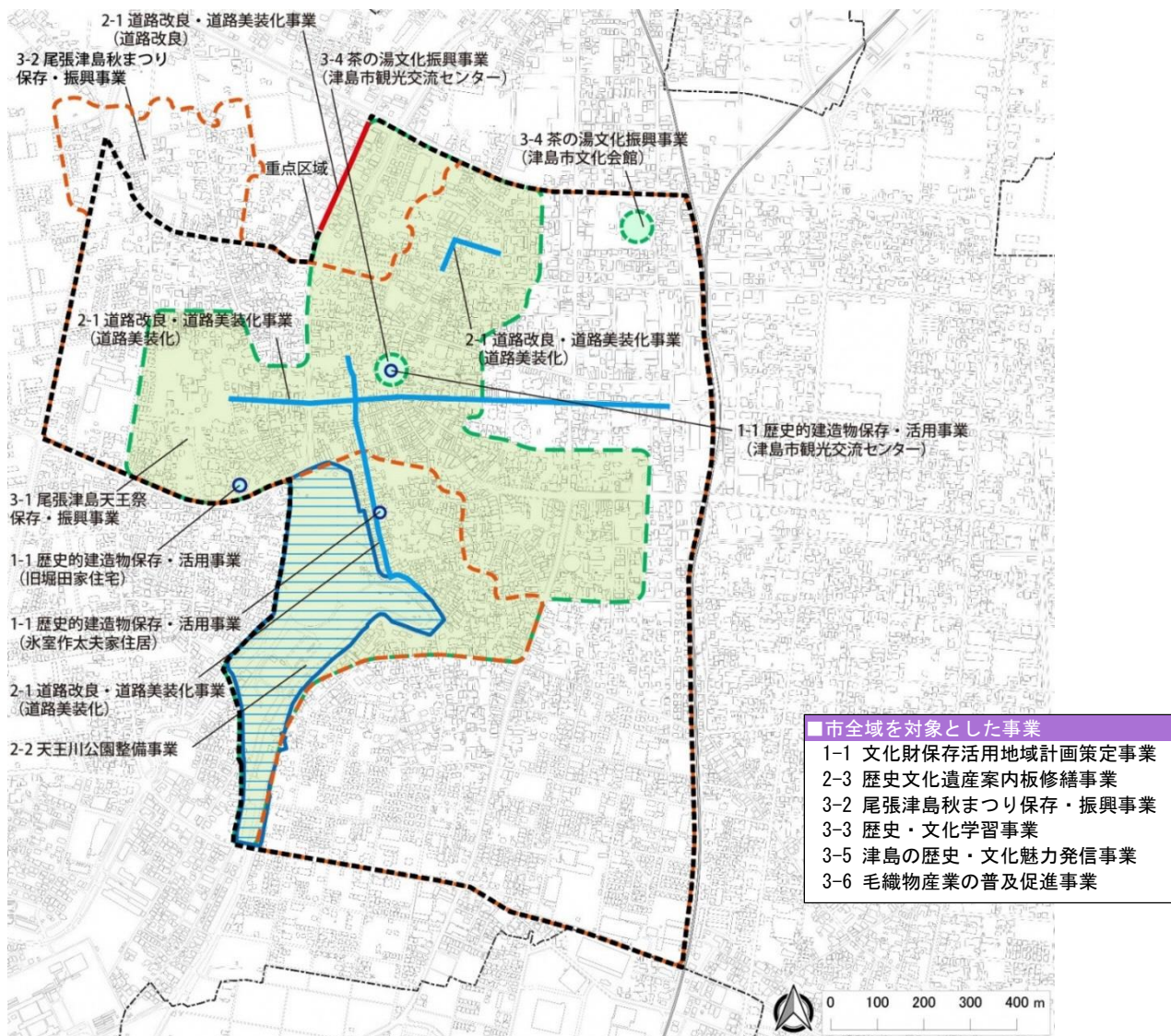
3-6 毛織物産業の普及促進事業

毛織物産業企業に対し、津島毛織工業組合による販路の開拓・拡大のための支援や後継者育成のための研修、そのほか必要に応じた企業支援を行う。



海外バイヤーとの商談会

重点区域と事業位置図



9 歴史的風致形成建造物の指定【第7章】

本市では、これまで歴史的建造物について文化財保護法や愛知県及び津島市の文化財保護条例等に基づき、保存・活用に取り組んできた。しかし、指定等の保護措置が行われず、適切な保存・活用がされていない歴史的建造物が多数存在していることから、今後、本市固有の歴史的風致の維持向上を図るために、重点区域内において歴史的風致を構成している歴史的建造物のうち、その歴史的風致の維持及び向上のために保全を図る必要が認められる建造物について、歴史的風致形成建造物に指定する。

(注) 見出し中【第〇章】は計画本編の章番号を指す。本概要版では第3章、5章、8章を省略。